

みその Heart up Plan

～いじめ防止基本方針～

はじめに

「いじめ」は、どの学校、どの学級、どの子どもにも起こりうることであるという認識に立ち、本校の全ての子どもが安心して学校生活を送り、楽しく心豊かに様々な活動に取り組むことができるいじめのない学校をつくるために、札幌市いじめの防止等のための基本的な方針改定案第4章を参考に、「美園小学校いじめ防止基本方針」を美園の子どもたちの心（Heart）を豊かに大きく育てる（up）Planとネーミングし策定していくこととする。

策定にあたり、学校として、学校いじめ防止基本方針において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。また、学校基本方針において、アンケート調査、個人懇談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく。

「みその Heart up Plan」策定のための五つの基本姿勢

- ①学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる
- ②人権意識を高め、子どもと子ども、子どもと教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く
- ③子ども一人一人の自己有用感や自己肯定感を育む教育活動を推進する
- ④いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、早期解決に努める
- ⑤いじめ問題について、保護者・地域そして、関係機関との連携を深める

1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、その行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」より

学校では、「いじめ」を訴えてきた子どもの立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、子どもを守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

成長途上にある子どもは、学校内外での人間関係の葛藤の中で、自己への認識や他者理解を深めていく。子どもが自らの意志によって問題を克服できるように支援し社会性を培っていくことが学校や家庭に求められているという認識に立って、「いじめ」と「人間関係のトラブル」を明確に区別していかなければならない。

「いじめ」とは人間関係の中で、優位に立つ者から低位の者が、攻撃や圧迫を一方的・継続的に受け、苦痛を感じている状況を捉え、人間関係全体を心情や事実認識を整理しながら、継続的・構造的に把握しながら認定していくことが大切であると考えます。

2 いじめを未然に防止するための取組

(1) 子どもに対して

- ① 子ども一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、規範意識の醸成に努める。
- ② 分かる・できる・楽しい授業づくりに努め、子どもに基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を味わわせる。
- ③ 思いやりの心や子ども一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の学習や学級活動を通して育む。
- ④ 「いじめは決して許されないこと」という認識を子どもがもつように、様々な活動の中で指導する。(児童会活動・なかよし活動・クラブ活動・あいさつ運動などの活動の中で工夫していく。)
- ⑤ 見て見ぬふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生や友達に知らせたりやめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく必要であることも併せて指導する。

(2) 教職員として

- ① 子ども一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ② 子どもが自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を行うことに努める。
- ③ 思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級活動の充実を図る。
- ④ 「いじめは決して許されない」という姿勢を教職員がもっていることを様々な活動を通して子どもに示す。
- ⑤ 子ども一人一人の変化に気付く鋭敏な感覚をもつように努める。
- ⑥ 子どもや保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ⑦ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」について理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ⑧ 問題を一人で抱え込まないで、管理職への報告相談や同僚への協力を求める意識をもつ。

(3) 学校全体として

- ① 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ② いじめに関するアンケート調査を実施し、結果から予防と早期発見、早期対応を教職員全体の共通認識のもと行う。アンケート実施後は必ずいじめ防止対策委員会の会議を行う。
- ③ 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、担任などの個人に委ねず、いじめ防止対策委員会で判断することを徹底する。
- ④ 国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- ⑤ いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、いじめ防止対策委員会において行う。
いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも**3か月以上継続**していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又はいじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
 - ・被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ⑥ 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、いじめ防止対策委員会において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。
 - ⑦ 「いじめ問題」「命の大切さ」に関する研修会を行い、「いじめ」について教職員の理解を深めるとともにゲートキーパーとしての実践力を高める。
 - ⑧ 校長が「いじめ問題」「命の大切さ」に関する講話を全校朝会などで行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということや「いじめ」に気付いたときは、すぐに担任や周りの大人に知らせることの大切さを伝える。
 - ⑨ いつでも誰にでも相談できる体制の充実を図る。
 - ⑩ 良好な人間関係の構築やいじめ防止へ向けて、児童が主体的に取り組める場の設定をする。
 - ⑪ インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット状のいじめ防止に関わる指導を行う。
 - ⑫ 情報モラル教育の推進にあたっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達の段階に応じた系統的な指導を行う。

（４） 保護者・地域に対して

- ① 入学時及び各年度の開始時に「学校いじめ防止基本方針」を説明し、いじめの定義や学校の取組に対しての共通理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- ② 「学校いじめ防止基本方針」をHPに掲載し、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにする。
- ③ 「いじめ」は保護者が第一義的な責任を負うことや、このことから子どもが発するサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ④ 「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることを学校だよりや懇談会等で伝え、理解と協力を求める。

3 **早期発見・早期対応**に向けての取組

（１） いじめの**早期発見**に向けて

- ① 子どもの様子を、担任をはじめとする多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設けるなどして、組織的に対応する。
- ② 様子に変化が感じられる子どもには、積極的に声を掛け、安心感をもたせる。
- ③ アンケート調査等を活用し、子どもの人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して子どもとの信頼関係を深める。
- ④ いじめのサインチェックシートによって把握したいじめの疑いについては、いじめ防止対策委員会で事実関係の確実な把握といじめの認知を行う。

(2) 誰にでも相談できる学校に

- ① いじめに限らず困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを子どもに伝えていく。
- ② いじめられている子どもや保護者からの訴えは親身になって聞き、子どもの悩みや苦しみを受け止め、支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ③ いじめを受けている子どもが自信を取り戻し、有用感や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ④ いじめに関する相談を受けたときは、管理職に報告し、いじめ防止対策委員会を通じて校内で情報を共有する。

(3) いじめの早期解決のために

- ① 教職員が気付いた、あるいは子どもや保護者から相談があった場合、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく、構造的に問題を捉える。
- ② 教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。
- ③ 事実関係を把握する際には、組織的な体制のもとに行う。
- ④ いじめている子どもに対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まずはいじめをすぐに止めさせる。
- ⑤ いじめることが相手を傷付け、苦しめているということに気付かせるような指導を行う。
- ⑥ いじめを行ってしまう気持ちを聞き、その子どもの心の安定を図る指導をする。
- ⑦ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝える。

4 校内体制「いじめ防止対策委員会」設置

構成メンバー

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、保健主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員

<必要に応じて>

弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家等や地域の関係者

(1) 役割

本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、子どもや保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。

(2) 対応

- ① 組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に関わる全ての取組は、校長の監督の下で行う。
- ② いじめの相談があった場合には、当該学年主任や担任を加え、事実確認の把握、関係する子どもや保護者への対応等について協議を行う。尚、いじめに関する情報については、個人情報の取扱いに配慮しながら、本校の教職員で共有するようにする。

(3) 会議

- ① いじめ防止対策委員会の会議の開催予定日を「生徒指導年間計画（教育課程編成等に関する諸届用紙）」に位置付け、定例の会議を月に1回開催する。

- ② 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- ③ いじめに関わるアンケート実施後にアンケート結果や面談等の内容について検討するために、いじめ防止対策委員会の会議を必ず開催する。
- ④ いじめ防止対策委員会の会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。

5 札幌市教育委員会をはじめとする関係機関との連携

- (1) 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに札幌市教育委員会に報告する。
- (2) いじめに関わる重大な事態発生時の対応等については、法に則して、札幌市教育委員会に指導、助言を求めて、学校として組織的に動く。また、いじめが犯罪行為に相当し得る場合には、札幌市教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。
- (3) 地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であることから、PTA や地域での会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いをすることを願います。

※札幌市教育委員会として、緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案が報告された場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応にあたる。

6 重大事態への対応

- (1) 重大事態とは
 - ① いじめにより、子どもの生命、心身または財産等に重大な被害が生じた疑いが認められるとき。
 - ② いじめにより、在籍する子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。（「相当期間」：不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とする。）
- (2) 発生時の対応
 - ① 重大事態が発生した旨を札幌市教育委員会に速やかに報告する。
 - ② 当該事案に対処するための組織を設置し、質問票の使用その他適切な方法により、子どもの心情に配慮しつつ事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ③ いじめを受けた子ども・保護者に対して、調査結果から事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

7 学校の取組の評価について

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめの防止等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に関する項目を位置付ける。
- (2) 学校評価において目標の達成状況等を評価し、取組の改善につなげる。

8 個別の対応状況に関する記録及び引継ぎについて

- (1) いじめに関する個別の対応状況の記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については児童の進級・進学や転学にあたって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- (2) 悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぎ、定められた期間（3年間）保管する。
- (3) アセスメントシートについては、児童の進級・進学や転学にあたって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。

9 法に基づくいじめの防止対策を徹底するための仕組の構築について

学校と札幌市教育委員会が連携して、法に基づく取組を適切に実施するために、以下の仕組を構築する。

- (1) いじめの認知、解消の状況、対応の状況の件数の札幌市教育委員会への報告については、毎年3月に発出される「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）」の内容項目に合わせて一元化した新たな様式を用いることとする。
- (2) 毎年3月に作成する「生徒指導年間計画」に、いじめ防止対策委員会の開催予定日、いじめに関わるアンケート調査（学校独自アンケートも含む）・教育相談・学校評価・校内研修等の実施時期、未然防止教育の取組などを記載し、4月に札幌市教育委員会に報告する。
- (3) (2)の計画の実施状況及び毎月開催するいじめ防止対策委員会の会議で確認した、いじめの認知件数等を取りまとめ、年に4回（8月：4～7月分、1月：8～12月分、3月：1・2月分、4月：4～3月分のまとめ・(1)にある調査）札幌市教育委員会に報告する。
- (4) 学校が提出した各種報告様式を基に、札幌市教育委員会から必要な支援・助言を受ける。

【いじめ対応フローチャート】

